

県北広域振興局長

提出者
住所 〒028-0041岩手県久慈市長内町第37地割12番地8
氏名 (有)陸中商会 代表取締役 沈松三

地球温暖化対策（変更）計画書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第82条第1項（第82条第2項）の規定により、次のとおり提出します。

1. 事業者に関する事項

主たる工場又は事業場の名称	夏井処分場	* 整理番号	
主たる工場又は事業場の所在地	〒028-0001岩手県久慈市夏井町夏井4-9	* 受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	176 kl	* 施設番号	
自動車の使用台数	66 台		
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。		
二酸化炭素の排出の抑制のための措置			
その他の地球温暖化の対策に関する事項			
変更年月日及び理由	令和6年 4 月 1 日 九戸処分場を追加計上したもの。		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者	該当しない		

2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
夏井処分場	〒028-0001岩手県久慈市夏井町夏井4-91	kl
大牛内処分場	〒027-0421岩手県下閉伊郡岩泉町小本字大牛内68-3	kl
山田処分場	〒027-1302岩手県下閉伊郡山田町豊間根9-86-1	kl

- 備考1 *印の欄には、記載しないこと。
- 2 エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に、記載してください。
- 3 エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載してください。
- 4 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。
- 5 2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別に（別途）一覧を作成の上、添付してください。

1 温室効果ガスの排出状況

(1) エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量

エネルギーの種類		(令和6年) 年度						E=B-D	二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	
		エネルギーの使用量		販売したエネルギーの量		E=B-D	二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)			
		数値 A	単位 B	数値 C	単位 D					
化石燃料	原油(コンデンセートを除く)		kL		kL					
	原油のうちコンデンセート(NGL)		kL		kL					
	揮発油(ガソリン)		kL		kL					
	ナフサ		kL		kL					
	ジェット燃料		kL		kL					
	灯油		kL		kL					
	軽油	180.00	kL	6,840	kL		6,840		472	
	A重油		kL		kL					
	B・C重油		kL		kL					
	石油アスファルト		t		t					
	石油コークス		t		t					
	石油ガス	液化石油ガス(LPG)		t		t				
		石油系炭化水素ガス		千m ³		千m ³				
	可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)		t		t				
		その他可燃性天然ガス		千m ³		千m ³				
	石炭	輸入原料炭	原料炭		t		t			
			コークス用原料炭		t		t			
		吹込用原料炭		t		t				
			輸入一般炭		t		t			
		国産一般炭		t		t				
輸入無煙炭			t		t					
石炭コークス		t		t						
コールタール		t		t						
コークス炉ガス		千m ³		千m ³						
高炉ガス		千m ³		千m ³						
発電用高炉ガス		千m ³		千m ³						
転炉ガス		千m ³		千m ³						
その他の燃料	都市ガス		千m ³		千m ³					
	()									
非化石燃料	()									
	黒液		t		t					
	木材		t		t					
	木質廃材		t		t					
	バイオエタノール		kL		kL					
	バイオディーゼル		kL		kL					
	バイオガス		千m ³		千m ³					
	その他バイオマス		t		t					
	RDF		t		GJ/t					
	RPF		t		GJ/t					
	廃タイヤ		t		GJ/t					
	廃プラスチック(一般廃棄物)		t		GJ/t					
	廃プラスチック(産業廃棄物)		t		GJ/t					
	廃油		kL		GJ/kL					
	廃棄物ガス		千m ³		千m ³					
	混合廃材		t		t					
	水素		t		t					
	アンモニア		t		t					
	その他燃料()									
小 計 ①							6,840		472	
熱	産業用蒸気		GJ		GJ					
	産業用以外の蒸気		GJ		GJ					
	温水		GJ		GJ					
	冷水		GJ		GJ					
	地熱		GJ		GJ					
	温泉熱		GJ		GJ					
	太陽熱		GJ		GJ					
	雪氷熱		GJ		GJ					
小 計 ②										
電気	電気事業者①		千kWh		千kWh					
	電気事業者②(※複数契約している場合使用)		千kWh		千kWh					
	自己託送(非燃料由来を除く)		千kWh		千kWh					
		太陽光		千kWh		千kWh				
	自家発電	水力		千kWh		千kWh				
		風力		千kWh		千kWh				
	その他		千kWh		千kWh					
小 計 ③										
合 計 ④=①+②+③							6,840		472	

(2) 原油換算エネルギー使用量=(1)のエネルギー合計使用量×0.0258)

原油換算エネルギー使用量	176	kL
--------------	-----	----

(3) 温室効果ガスの総排出量

区 分		温室効果ガスの排出量	
二酸化炭素の排出量	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	472	t-CO ₂
	上記以外の二酸化炭素		t-CO ₂
メタンの排出量			t-CO ₂
一酸化二窒素の排出量			t-CO ₂
ハイドロフルオロカーボンの排出量			t-CO ₂
パーフルオロカーボンの排出量			t-CO ₂
六ふっ化硫黄の排出量			t-CO ₂
三ふっ化窒素の排出量			t-CO ₂
合 計		472	t-CO ₂

備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法

- により換算してください。
- 2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。
- 3 エネルギーの使用量の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を

別紙 その2

1 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

(1) 二酸化炭素の排出を抑制するための取組 (計画)

【目標値】

前年度計上していない事業所(九戸処分場)を追加計上したことにより使用エネルギーが増加した。
引き続き、業務の効率化に努め、本年度の実績を踏まえた目標設定と二酸化炭素の排出の抑制に努める。

【具体的な取組】

○省エネルギー

○再生可能エネルギー(再エネ設備導入、再エネ由来電力の調達)

○自動車利用抑制

運搬時の急ブレーキ、空ふかし等をしない安全走行に努めるほか、無理、無駄の排除、業務の省力化に努める。

○輸送の合理化

排出事業者及び収容先事業者との委託契約に従って輸送することとなるが、関係事業者との輸送の合理化を念頭に置いた契約内容を励行する。

備考 主に次のことを記載してください。

- ・省エネルギー対策として、低暖房の適切な温度管理、製造工程における熱効率の向上、省エネ設備の導入等
- ・再生可能エネルギーの導入、再生可能エネルギー由来電力の調達
- ・自動車利用の抑制に係る取組
- ・定期的な荷受け・荷出しがある事業所は、輸送方法の合理化に係る取組

(2) 計画実現のための具体的な方法

運行管理者による省力的な運行計画を策定する。

(3) 計画の達成度の把握方法

業務量の増減、搬送先等により定量的な管理が困難であるがタコメーターの管理により運搬業務全般の把握に努める。

2 その他の地球温暖化の対策に関する事項

各事業所ごとの電力消費量の抑制に努めている。

別紙 その3（自動車用）

1 二酸化炭素の排出の状況

自動車関係の二酸化炭素排出量（年度）

自動車			二酸化炭素の排出	
燃料別	保有台数	燃料使用量	排出係数（B）	排出量
ガソリン	（ ）	ℓ	2.29 kg-CO ₂ /ℓ	kg-CO ₂
軽油	66 （ ）	180,000 ℓ	2.62 kg-CO ₂ /ℓ	471,504 kg-CO ₂
LPG	（ ）	kg	2.99 kg-CO ₂ /kg	kg-CO ₂
電気		kWh	0.477 kg-CO ₂ /kWh	kg-CO ₂
その他	（ ）		kg-CO ₂ /（ ）	kg-CO ₂
合計	66 （ 0 ）			471,504 kg-CO ₂

備考1 保有台数欄の（ ）には、ハイブリッド車の台数（内数）を記載してください。

2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）の第3条の規定により算定してください。

2 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

【目標値】

排出量の5%減を目標とする。

【具体的な取組】

○エコドライブ

駐車時のエンジン停止と急発進や急加速の抑制に努める。

○輸送の合理化

委託契約に際し合理的な輸送計画を策定する。

○電動車

○自動車利用抑制

備考 主に次のことを記載してください。

- ・エコドライブの取組（駐車時のエンジン停止、急発進や急加速の抑制等）
- ・輸送方法の合理化に関する取組
- ・電動車（ハイブリッド自動車、電気自動車等）の導入
- ・輸送業務以外での自動車利用の抑制に係る取組

3 その他の地球温暖化の対策に関する事項

事務所等における休憩時間における消灯など省電力化に努める。